

木造住宅の耐震化事業【耐震診断・耐震改修】をご利用ください。

町では、戸建木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断・改修の助成事業を行っています。



●耐震診断について

◇対象建築物

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅。
- (2) 在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅。

◇自己負担額 3,300円

※200平方メートルを超える住宅については自己負担額が異なります。

◇申請の締切日 12月19日(金)まで

●耐震改修について

耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物の所有者に対し、工事費用の一部の補助をします。

◇耐震改修工事の補助額

対象工事費(100万円まで)の1/2(最大50万円)要件を満たす場合には、補助金を上乘せできる場合があります。

※補助金の交付申請にあたっては、事前相談をお願いします。

◇申請の締切日 12月19日(金)まで

◇申込・問い合わせ 建設課土木建築係 ☎46-1377

ペレットストーブの購入補助について

自然環境に優しいバイオマスエネルギーとして、南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会では、ペレットストーブの導入を推進しており、今年度においても、県のみやぎ環境税を活用した事業と併せ、ペレットストーブを購入・設置する方に対し補助金を交付します。ペレットストーブの設置を考えておられる方は、下記期限までに申請書の提出をお願いします。

◇事業内容

県補助…ペレットストーブの購入・設置に係る事業費の1/2以内(上限10万円)

協議会補助…ペレットストーブの購入・設置に係る県補助残金の1/2以内(上限25万円)

◇申請期間 10月1日(水)から10月31日(金)まで

◇申込受付台数 50台(先着順)

◇申請先 南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会(事務局:産業振興課)

◇問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

行政への困りごとはありませんか？

10月20日(月)から26日(日)は行政相談週間です。

行政相談は、役所などの仕事に関して困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

期間中は下記のとおり特設相談日を設けますので、お気軽にご相談ください。

例えば…

- 年金、医療保険、老人保健・福祉
- 雇用保険、労災保険 ●登記 ●道路
- 河川 ●郵便 ●環境保全・廃棄物
- 消費者保護 ●電話 ●教育・子育て
- 介護保険 ●医療保険・年金
- 窓口サービス
- どこに相談してよいか分からない など

行政相談・人権相談・生活相談 合同相談会

各相談員が、行政、人権、生活等に関する相談に応じ、適切な助言を行います。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

◇日時 10月21日(火) 午前10時から午後3時まで

◇場所 歌津総合支所 2階会議室

◇問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370

歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

議会と住民との懇談会のご案内

町議会では、震災後町民の皆様が抱える課題や問題について共通の理解と認識を持ち、議会活動に反映させるため、下記のとおり懇談会を開催いたしますので、多数ご参集いただきますようご案内いたします。

日時	会	場
10月25日(土) 午後7時	平成の森 体験交流室	南三陸ポータル センター
10月27日(月) 午後7時	津山公民館	南方仮設住宅 (1期)集会所
10月28日(火) 午後7時	入谷公民館 研修室	志津川自然の家 研修室

※議員16名が2班に分かれ、6会場で開催いたします。どちらの会場でも参加できます。

◇主催 議会行財政改革に関する特別委員会

◇問い合わせ 議会事務局 ☎46-1375

「起業支援補助金」のお知らせ

町では、地域資源を活用した経済活動を行うため、町内で起業をしようとする方に対し支援措置を講ずることで、産業の振興を図り、地域の活性化と雇用の創出に資することを目的として、起業支援補助金を交付します。
補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、認定を受ける必要があります。

募集への応募要件

町内に事業所を有し、または有する見込みの個人、団体または法人であって、次の要件を満たす方。

- (1) フランチャイズ・チェーンに加盟していない。
- (2) 個人にあつては、町内に住所を有する方、または補助金の申請を行おうとする日の前日までに町内に住所を有する見込みの方。
- (3) 町税等の滞納のない方。

起業支援補助金

補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数切り捨て)で、上限300万円。

(開業準備経費及び施設設備費は200万円を上限、運営経費及び雇用経費については100万円を上限。)

応募方法等

起業化計画書を提出していただき、審査会での認定を受けた後に補助金の交付申請をしていただくこととなります。

◇起業化計画書提出期限 10月31日(金) 午後5時まで

◇起業化計画書提出先 産業振興課商工業立地推進係(役場2階)

※審査会の日程は、起業化計画の応募者へ改めて通知いたします。

※提出書類や不明な点等については、下記の連絡先まで問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

平成26年度『南三陸町事業復興型雇用創出助成金』について

町では、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用の創出及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、町の産業政策の支援等(対象産業政策リストに掲げる事業。)の対象となった町内の事業所において新被災求職者を雇い入れた場合に、賃金等に係る3年間の経費の一部を助成金として交付します。

◇対象事業主

- (1) 町内に事業所を有していること。
- (2) 平成23年3月11日以降平成27年2月13日までの間に町の補助金、融資等(対象産業政策)の対象となることが決定していること。
- (3) 平成26年4月1日以降平成27年2月13日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れたこと。
- (4) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (5) 労働者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること。

◇対象産業政策リスト

- (1) 南三陸町中小企業振興資金融資あっせん
- (2) 南三陸町企業立地奨励
- (3) 南三陸町起業支援補助金
- (4) 南三陸町水産共同利用施設復興整備事業(水産加工流通復興タイプ)

◇申請・受付について 本助成金についての相談、受付、申請は下記窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378